

「放送政策に関する調査研究会」第二次とりまとめ（案）」に関する意見書

平成26年1月27日

(ふりがな) 氏名	あさひほうそうかぶしきかいしゃ 朝日放送株式会社  だいはりとりしまりやくしゃちょう わきさか さとし 代表取締役社長 脇阪 聡史
■	■
■	■
■	■
■	■

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<p>「放送政策に関する調査研究会」の第二次取りまとめ案で示された「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」は、放送事業者の経営の選択肢の拡大につながるものであり、制度整備による規制緩和の方向性に賛成します。</p> <p>また一方で、放送の地域性は地上放送事業者の重要な役割であり、新たな制度整備によって放送の地域性が損なわれることは避けなければなりません。そのためには、新たな制度整備による規制緩和はあくまで特例として扱い、放送対象地域制度自体の形骸化につながることはないよう、制度上の措置が必要であると考えます。</p>
11	第2章 3(2)イ 地域性確保のための代替的措置	<p>これからも放送番組は地域に根差した文化を支える重要な役割を担い続けるものと考えます。こうした地域性の確保と、放送番組の同一化とをどう両立させていくのかについては、引き続き慎重に検討する必要があると考えます。</p>
13 ～ 14	第2章 3(4)イ① テレビを制度の対象とすることの是非	<p>本研究会による第一次とりまとめでは、「ラジオの経営基盤の強靱化に関する新たな制度整備については、…この第一次取りまとめの後、本研究会において引き続き検討を行う」と明記されています。しかしその後、放送事業者への意見聴取は行われて</p>

		<p>いない状況では、地上テレビ放送を制度の対象とすることについての議論が十分に尽くされたとはいえず、さらなる検討が必要であると考えます。</p> <p>「利害関係者からの意見も踏まえつつ、さらに検討することが適当」とされていることに賛成します。</p>
全体	全体	<p>今回の第二次取りまとめ案の中で触れられてはいませんが、「放送政策に関する調査研究会」を今後も継続していくのであれば、「ケーブルテレビ区域外再放送に関する大臣裁定制度」について抜本的な見直しが必要であると考えます。</p> <p>大臣裁定制度がケーブルテレビ産業の育成策として導入された当初は、ケーブルテレビ事業者の規模はまだ小さく、この制度により地域免許制度の根幹を成すチャンネルプランが形骸化することはないと考えられていました。しかし現在では、当時と比べてケーブルテレビ事業者の規模は大きくなり、近畿2府4県での世帯普及率は68%にも達し、全国でも50%を超えている現状では、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われていると考えます。</p> <p>大臣裁定制度の見直しは、地上テレビ放送事業者にとって重要な問題と考えますので、是非とも検討課題に加えていただきたいと考えます。</p>

「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ(案)」に関する意見書

平成26年1月27日

氏名	かぶしきがいしゃ あーる・えふ・らじお にっぽん 株式会社アール・エフ・ラジオ日本 代表取締役社長	たばた よしろう 田畑 善朗

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<p>本研究会において検討され、今回示された「第二次取りまとめ(案)」は、民間放送を取り巻く厳しい経営環境の中、民間放送局の事業再編検討に関しての方策(案)が提示されたものとして、評価できるものと考えます。今回の「第二次とりまとめ(案)」で示された「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)が、経営合理化に取り組む放送事業者にとって有効な選択肢のひとつとなり、民間放送局の経営の強靱化が実現されることを望みます。</p> <p>ラジオは、東日本大震災において「ファーストインフォーマー(第一情報提供者)」として、いち早く災害情報を地域住民へ提供し、地域住民の方々の安全・安心を確保する重要な役割を果たしました。ラジオが、今後も、国民生活に欠かすことのできないメディアであり続けるために、経営基盤の強化は必要不可欠です。</p> <p>また今後、具体的な制度整備にあたっては、放送事業者の意見を十分に聞き取り、規定の緩和、手続きの簡素化、地域の実情等を勘案した柔軟な制度設計などを可能な限り検討し、放送事業者の負担軽減に配慮していただくことを希望します。</p>

以上

## 「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ(案)」に関する意見書

平成26年1月27日

氏名 (ふりがな)	株式会社サガテレビ 代表取締役社長 泉 俊彦 (いずみ としひこ)
-----------	--------------------------------------

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省「放送政策に関する研究調査会」の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」（以下、新たな制度整備）は放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、マスメディア集中排除原則などの規制を緩和しようとするものであり、新たな制度整備による規制緩和の方向に賛成します。</li> <li>・ 放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は地上ラジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、多メディア・多チャンネル時代にあつて、その重要性はより増大しています。新たな制度整備を行うとしても、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画と整合しない運用は避けるべきです。新たな制度整備による規制緩和はあくまで特例として扱い、放送対象地域制度自体の形骸化につながるような制度上の措置が必要だと考えます。</li> <li>・ 新たな制度整備が地上テレビ放送を対象としていることは、唐突の感が否めません。同研究会「第一次取りまとめ」（平成25年8月）では、「ラジオの経営基盤の強靱化に関する新たな制度整備については、…この第一次取りまとめの後、本研究会において引き続き検討を行う」と明記されていました。また、本案は合計3回（10月31日、12月6日、12月26日）の同研究会会合で短期間にまとめられたもので、この間放送事業者への意見聴取は行われていません。新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、民放テレビ事業者、民放ラジオ事業者の意見を十分に組み上げ、反映していただきたいと考えます。</li> </ul>

		<p>・本案の提言を踏まえ、放送法改正や制度整備の検討が想定されます。本案では新たな制度整備の大枠が示されていますが、新たな制度認定の申請要件、申請項目および審査項目などの詳細は不明です。放送事業者の予見可能性を確保し、行政による恣意的な運用を招かないよう、一定の判断基準などが示されるべきと考えます。</p> <p>・今後、新たな制度整備の段階において、必要に応じて改めて意見を述べることにします。</p>
8～12 ページ	3(1)放送分野における事業再編の特徴	<p>・本案は「ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」、「イ 異なる放送地域における事業者同士の事業再編」の2つを挙げたうえで、後者のみを詳細に検討しています。当社が加盟する一般社団法人日本民間放送連盟はかねて同一放送対象地域および異なる放送対象地域における「マスメディア集中排除原則の緩和」を要望してきたところであり、「ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」に関しても十分に検討を深めるよう要望します。</p>
12～13 ページ	3(4)具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」 (仮称)の導入	<p>・放送事業者が経営合理化への早期かつ積極的な取り組みを内容とする「経営基盤強化計画」(仮称)を作成し、総務大臣が認定するという新たな「認定制度」が提言されています。本「認定制度」が導入される場合には、申請手続きや資料提出が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</p>
12～13 ページ	3(4)具体的提言 ア(イ)認定の効果	<p>・新たな認定制度の「認定の効果」に関し、「上記のほか、例えば、基幹放送局の再免許の際に『経理的基礎』審査を緩和する効果を与えることその他必要な特例措置を講ずることについて、行政において検討することも考えられる」とされています。より多くの「認定の効果」が受けられるよう、幅広く検討されるよう要望します。</p>
13 ページ	3(4)具体的提言 ア(エ)留意点	<p>・本案が当該箇所ですした「本『認定制度』は、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる『任意』の制度であり、その認定の効果(特例)は、認定を受けた者に限り適用されるものである。放送事業の本質は、設備や資金だけでなく、放送に携わる者一人一人の矜持・意欲、地域社会からの信頼感といった、経営指標などの数字には現れてこない『無形の財産』が不可欠である。これらに与える個別具体の影響を推し量ることのできない行政が、画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない。経営合理化するかしない</p>

		<p>か、するとしてどのような経営合理化を行うかは、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題であるとする」との考え方は極めて妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則になるものと考えます。</p>
全体	全体	<p>・総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめを受け、現在、行政において①外国人向けテレビ国際放送、②認定放送持株会社とマスメディア集中排除原則、③NHKのインターネット活用業務の3点について法改正の準備が進められています。これら3点はいずれも民間放送事業に大きく関係するものですので、具体的な法律改正案などの作成にあたり、民放事業者の意見を十分に聴取するよう要望します。また、日本民間放送連盟が平成25年3月27日開催の同研究会ヒアリングでマスメディア集中排除原則の緩和について要望し、第一次取りまとめで引き続き検討とされた項目については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</p> <p>・ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などをレビューし、法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。</p> <p>・大臣裁定制度は28年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はすでに失われています。何よりも区域外再放送は、放送制度上、地域免許制度やマスメディア集中排除原則などによって地上テレビ放送事業者に対して地域性を求めていることと矛盾し、無秩序に区域外再放送が拡大すれば、ローカル民放事業者の生命と言うべき地域性が損なわれ、再放送先の地元民放テレビ事業者の視聴率や経営に悪影響を及ぼし、当該地域の放送が弱体化します。各地域の地上テレビ放送事業者が弱体化すれば、平時・緊急災害時の全国の取材・制作網を支える当該地域の地域情報の取材・制作に支障が生じかねません。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの</p>

		放送対象地域外で表現しない自由)を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作権隣接権とも整合が取れません。
--	--	---



頁	該当箇所	意見
	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ AMラジオ事業者は、放送設備の維持、更新に膨大な費用がかかる一方、ラジオの広告市場は、漸減傾向に歯止めがかからず、大変厳しい経営状況にあります。</li> </ul> <p>新たな制度整備による規制緩和により、更に経営上の選択肢を広げ、経営基盤の強化につながる制度、方針を出していくことは、AMラジオ事業者にとって必要な措置であり、この度の基本的方向性については、基本賛成いたします。</p> <p>今後も、地域に密着したラジオの特性を生かしつつも、厳しい経営環境の中で、ラジオ放送を維持、発展させるために必要な制度上の措置を講じていただきたいと思います。</p> <p>また、今後の制度整備の検討においては、民放ラジオ事業者、民放テレビ事業者の意見を十分汲み上げた、反映していただくことを希望いたします。</p>
12～ 15	「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ このたび提言されている「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の方向性に関しては、評価するところではありますが、認定に必要な具体的な申請手続き、資料、審査項目などの詳細が不明であります。事業再編に便利で有効な制度とするためにも、認定手続き、資料は必要最小限の簡素なものとして、申請放送事業者の過度な負担とならないようにしていただくよう要望いたします。</li> </ul>



P12~13	3 (4) 具体的提言 ア (イ) 認定の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>「基幹放送局の再免許の際に『経理的基礎』審査を緩和する効果を与えることその他必要な特例措置を講ずることについて、行政において検討することも考えられる」としていますが、より多くの「認定の効果」が受けられるよう検討が進められることを要望いたします。</li> </ul>
P13	3 (4) 具体的提言 ア (エ) 留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>「本『認定制度』は、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる『任意』の制度であり、(中略) 経営合理化するかしないか、するとしてどのような経営合理化を行うかは、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題であると考え」との考え方は妥当であり、新たな制度整備・運用の基本原則になると考えます。</li> </ul>
P13	イ テレビを制度の対象とすることの是非	<ul style="list-style-type: none"> <li>「制度設計の段階ではテレビ・ラジオのメディアを問わず本『認定制度』の対象とすることが適当、との議論が本研究会では有力であった」としていますが、「第一次取りまとめ」では、「ラジオの経営基盤の強靱化に関する新たな制度整備については、…本研究会において引き続き検討を行う」と明記されている一方、テレビについての言及はなく、地上テレビ放送を対象としていることについては唐突感があります。</li> <li>新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、放送事業者の意見を十分に汲み上げ、反映していただきたいと考えます。</li> </ul>
	その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送政策に関する調査研究会を継続するのであれば、ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送制度の抜本的な見直しを検討課題に加えていただくよう要望いたします。</li> <li>大臣裁定制度が導入された当時、ケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。その普及率が全世帯の半数を超え、大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実は失われていると考えます。</li> <li>大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、法改正を含む抜本的な制度改正を要望いたします。</li> </ul>

以上

「放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）」に対する意見

平成26年1月23日

(ふりがな) 氏名	株式会社テレビ岩手 (かぶしきかいしゃてれびいわて) 代表取締役社長 榑崎憲二 (だいはりょうとりしまりやく しゃちょう ならぎきけんじ)
〒	
番	
号	
町	
丁目	
番	
号	

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省「放送政策に関する調査研究会」の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」（以下、新たな制度整備）は放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、マスメディア集中排除原則などの規制を緩和しようとするものであり、その方向性に賛成します。</li> <li>・ 放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、多メディア・多チャンネル時代にあつて、その重要性はより増大しています。このようなことから、「地域性」の概念が形骸化しないように、十分に留意して制度設計がなされるよう要望します。また、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、民間放送事業者の意見を十分に汲み上げ、反映していただきたいと考えます。</li> <li>・ 本案の提言を踏まえ、放送法改正や制度整備の検討が想定されます。本案では新たな制度整備の大枠が示されていますが、新たな認定制度の申請要件、申請項目および審査項目などの詳細は不明です。放送事業者の予見可能性を確保し、行政による恣意的な運用を招かないよう、一定の判断基準などが示されるべきと考えます。</li> </ul>
8～10 ページ	3(1)放送分野における事業再編の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案は「ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」、「イ 異なる放送対象地域における事業者同士の事業再編」の2つを挙げたうえで、後者のみを詳細に検討しています。(社)日本民間放送連盟はかねて同一放送対象地域、および異なる放送対象地域における「マスメディア集中排除原則の緩和」を要望してきたところであり、当社としても「ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」に関して</li> </ul>

		も十分に検討を深めるよう要望します。
12～13 ページ	3(4)具体的提 言 ア「経営基盤強 化計画の認定制 度」(仮称)の導 入	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送事業者が経営合理化への早期かつ積極的な取り組みを内容とする「経営基盤強化計画」(仮称)を作成し、総務大臣が認定するという新たな「認定制度」が提言されています。本「認定制度」が導入される場合には、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</li> </ul>
12～13 ページ	3(4)具体的提 言 ア(イ)認定の効 果	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな認定制度の「認定の効果」に関し、「上記のほか、例えば、基幹放送局の再免許の際に『経理的基礎』審査を緩和する効果を与えることその他必要な特例措置を講ずることについて、行政において検討することも考えられる」とされています。より多くの「認定の効果」が受けられるよう、幅広く検討されるよう要望します。</li> </ul>
13 ページ	3(4)具体的提 言 ア(エ)留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案が当該箇所で示した、「本『認定制度』は、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる『任意』の制度であり、その認定の効果(特例)は、認定を受けた者に限り適用されるものである。放送事業の本質は、設備や資金だけでなく、放送に携わる者一人一人の矜持・意欲、地域社会からの信頼感といった、経営指標などの数字には現れてこない『無形の財産』が不可欠である。これらに与える個別具体の影響を推し量ることのできない行政が、画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない。経営合理化するかしないか、するとしてどのような経営合理化を行うかは、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題である」との考え方は極めて妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。また、同時に、13ページの「留意点」で示された考え方が、実際の制度上でも担保されるよう、放送法および関連の法令上での明示を要望します。</li> </ul>
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめを受け、現在、行政において①外国人向けテレビ国際放送、②認定放送持株会社とマスメディア集中排除原則、③NHKのインターネット活用業務の3点について法改正の準備が進められています。これら3点はいずれも民間放送事業に大きく関係するものですので、具体的な法律改正案などの作成にあたり、民放事業者の意見を十分に聴取するよう要望します。また、(社)日本民間放送連盟が平成25年3月27日開催の同研究会ヒアリングでマスメディア集中排除原則等の緩和について要望し、第一次取りまとめで引き続き検討とされた項目については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"><li>・ ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などをレビューし、法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。</li><li>・ 大臣裁定制度は28年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世界帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はすでに失われています。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。</li></ul>
--	--	--



「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ(案)」に対する意見書

平成 26 年 1 月 27 日

(ふりがな) 氏名	かぶしきがいしゃてれびとうきょう 株式会社テレビ東京 せんむとりしまりやく みやけ せいいち 専務取締役 三宅 誠一
■	■
■	■
■	■
■	■

頁	該当箇所	意見
全体		<ul style="list-style-type: none"> <li>● 経営環境の変化に対応するための規制緩和となる本取りまとめには基本的に賛同する。</li> <li>● 本取りまとめを受けた制度の具体化に際して、個別の放送事業者の意見を聞き、反映する体制の構築を要望する。</li> </ul>
12ページ	(ア)認定の対象・要件	● 「経営基盤強化計画」(仮称)の認定制度にかかる申請手続きや提出書面作成が、放送事業者の過度な負担とならない制度とすることを要望する。
13ページ	①テレビを制度の対象とすることの是非	● 制度の運用に関しては慎重に検討することを要望する。
16ページ	まとめ	● 経営基盤強化は放送事業者自身の判断で行うべきであり、経営合理化を強制する制度とならないよう、具体化に際して十分な配慮を求める。



頁	該当箇所	意見
4～ 5	検討の基本的方向性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 取りまとめ案で強調されているように、民間放送事業者の経営環境は極めて厳しい状況にある。そうした中で事業再編の選択肢を拡大するために、マスメディア集中排除原則等の規制を緩和することには賛成する。一方で新しい制度整備によって、放送事業の地域性、多様性が後退することは望ましくない。現在の県域免許やチャンネル数の目標等の放送対象地域制度が形骸化しないよう、一定の歯止めも必要だと考える。</li> <li>・ 現状に即した有効な制度とするために、制度検討においては、民間のラジオ放送事業者、テレビ放送事業者の意見を十分に聴取し、汲み上げるよう要望する。</li> </ul>
11	地域性確保のための代替的措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域性確保のための措置が事業再編の足かせとなるような制度は避けるべきである。地域性の確保については、あくまで事業者の自主自律を前提とすることが望ましい。</li> </ul>
12～ 15	「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 提案されている認定制度の方向性は評価するが、認定に必要な具体的な申請手続き、提出資料、審査項目などの詳細が不明である。事業再編に便利で効果的な制度とするためにも、手続き、資料などは必要最小限の簡素なものとして、事業者の過度な負担とならないようにして欲しい。</li> <li>・ 取りまとめ案には、放送事業者の経営状況によって制度の活用には制限を加えるか否かについての議論が示されている。しかし、経営が苦しくなってから制度を活用するのでは、自ずと打つ手が限られるのは明白であり、「今は経営が悪くない」ことを理由に申請を排除するような制度は適切ではない。</li> </ul>



<p>P8</p> <p>3 放送の経営基盤の強化に向けた制度検討</p> <p>ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編</p> <p>イ 異なる放送対象地域における事業者同士の事業再編</p>	<p>AM局のFM補完の動きが別途ある中で、既存局の設備利用の可能性もありますが、一般的には既に送信設備を所有している同業他社(ラジオ局と仮定して)が再編統合をした場合1社2波体制での放送では営業的なプラスアルファは考えづらく、制作費削減などのコストメリットもあまり期待できません。管理部門での若干の削減が可能なレベルで、元々小所帯の地方局においては大きな「経営改善」に至らないと考えます。</p> <p>異なる放送対象地域において放送番組の同一化をすることが可能ならば、設備面や制作費面での削減効果は相当見込まれるという見解に賛同いたします。</p> <p>また、特定の一の者が複数のチャンネルを支配するものではないため多元性に与える影響は相対的に小さいとの考え方にも賛同いたします。</p> <p>この場合に、地域性についての影響(地域情報のバランス)を懸念する意見が述べられていますが、それ以前に現行ラジオの自社制作率を問題にすべきと考えます。</p> <p>弊社は自社制作を重視していますが、多くのラジオ放送事業者は制作コストを抑えるために自社制作率を低減させる方向を取ってきました。</p> <p>県域放送に限っていえば人口の集中する地域の情報が増えるのは当たり前で、県内においても他地域の情報確保は課題となっています。</p> <p>その解決方法は、地域から信頼されている実績を壊さない矜持や制作者のジャーナリスティックな広い視野を堅持することにあります。トータルに自社制作率を落とさない事も大切なポイントと考えます。</p> <p>今後、異なる放送対象地域における事業者同士の事業再編においては、その際のあるべき自社制作に対する基本的な考え方について各社から意見聴取をする必要があると考え</p>
--	---

<p>P10～11</p> <p>(2)放送対象地域制度に関する特例</p> <p>ア 放送対象地域制度の適用の弾力化</p> <p>(中略)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・放送法第163条</li><li>・基幹放送普及計画第1の3</li><li>・電波法関係審査基準第3条及び別添6</li><li>・放送法第92条</li><li>・電波法関係審査基準第3条及び別添6</li></ul> <p>イ 地域性確保のための代替的措置</p> <p>(ア) 代替的措置の必要性</p> <p>(イ) 地域性確保措置の在り方</p>	<p>ます。</p> <p>又、地域をまたいだ視聴者の獲得による市場拡大効果にも期待する・・とありますが、全国規模の放送エリアでなく地方区分の準広域エリアではナショナルスポンサーの出稿増には繋がりづらいのが現状です。</p> <p>経営の合理化等に積極的に取り組もうとする放送事業者のために、放送対象地域を基礎とした現行の諸規定のうち、放送番組の同一化を前提としていない規定の適用の弾力化(規制緩和)を図るという考え方に賛同評価いたします。</p> <p>代替的措置は必要との意見に賛同いたします。前述しましたように代替的措置のひとつとして「自社制作枠の拡大」という方法論について、各社からの聞き取り調査をお願いしたいと思います。</p> <p>行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取り組みをできるだけ認めることが望ましいとの見解に賛同いたします。</p>
--	---

<p>P12</p> <p>(4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入</p> <p>(ア) 認定の対象・条件 (イ) 認定の効果</p> <p>P13</p> <p>(エ) 留意点</p>	<p>「認定制度」導入には基本的に賛同いたしますが、その際に申請手続きや提出資料が放送事業者の過度の負担にならないようにすべきと考えます。</p> <p>又、認定の効果についてはさらに幅広く検討され、特例措置を講じることによって大きな前進を生むものと期待しております。</p> <p>「経営合理化をするかしないか、するとしてどのような経営合理化を行うかは、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題である」との考え方に賛同いたします。そしてそのことが新たな制度整備及び制度運用の原則となるものと考えます。</p>
<p>P13</p> <p>イ 制度の具体化に向けた検討課題</p> <p>① テレビを制度の対象とすることの是非</p>	<p>放送業界を成熟期の産業と捉え、ラジオのみならずテレビについても今後経営環境が厳しさを増すことが十分予想されるという考え方に賛同いたします。</p> <p>ただ、経営の切迫度や社会的影響力等の点においてはテレビとラジオを同列に論じることは慎重を要すると考えます。</p> <p>この点については今後の調査研究会などにおいて、各社からの事情聴取などの機会を持ちつつ検討を加えることが適当と考えます。</p>

最後に

弊社は、ラジオ媒体は「地域に一番近い、肌によりそうメディア」であることを共通認識に、この良さをテレビに活かすべくインターネットも含めたクロスメディアの推進によって、ステーションイメージを確立するという考えで、ラジオの新たな価値創出に向かっております。

「放送政策に関する調査研究会」において制度整備の面から経営のひっ迫したラジオ放送事業者のために真摯な討論や検討を継続していただいていることを心強く感じております。

ただ、地域ごとにそれぞれの違った事情や環境があることも事実です。国民の安心・安全に寄与する放送事業の安定継続の為、こうしたパブコメ(意見募集)や放送事業者からの意見聴取の機会をさらに増やしていただき、新たな制度整備をご検討くださることを望みます。

「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ（案）」に対する意見書

平成 26年 1月 27日

(ふりがな) 氏名(注1)	かぶしきがいしゃにっぽんほうそう 村らやまそうたろう 株式会社ニッポン放送 代表取締役社長 村山 創太郎
■	■
■	
■	■
■	■
■	■

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 個人の場合に記載すること。

注3 法人又は団体の場合に記載すること。

頁	該当箇所	御意見
	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案で示された「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」は、ラジオ放送事業者の経営の選択肢の拡大を目的にマスメディア集中排除原則などの規制を緩和しようとするものであり、これまでラジオ単営事業者として、「既存地上ラジオ放送事業の厳しい経営環境」を踏まえ、地上ラジオ放送に関して「テレビと同・基準とせず、ラジオ事業に限定した規制の撤廃をも含む大幅緩和の早期実現が必要」との立場をとってきた当社としては、その方向性に賛成いたします。</li> <li>・ 特に「異なる放送対象地域における（ラジオ）放送番組の同一化」「ラジオ4波特例や認定放送持株会社制度における12地域特例の（ラジオの扱いの）弾力的運用」「（ラジオ）放送番組の同一化が行われる複数の放送対象地域を併せて一の放送対象地域と“みなす”こと等」については、「認定制度の導入が前提」等、細部でのさらなる議論検討が必要であるものの、今後の民放ラジオ事業者の「経営面の強化」につながるものとして、賛同いたします。</li> <li>・ 尚、今後、新たな制度整備の各段階において、必要に応じて改めて意見を述べることにします。</li> </ul>

11	<p>3 放送の経営基盤の強化に向けた制度検討</p> <p>(2) 放送対象地域制度に関する特例</p> <p>イ 地域性確保のための代替的措置</p> <p>(ア) 代替的措置の必要性</p> <p>(イ) 地域性確保措置の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案にあるように、「放送番組の同一化」は有効な事業再編手法のひとつになり得ると考えられる一方で、住民の地域情報へのニーズがほとんど無視されるといった事態が懸念され、地域住民の当該地域情報へのニーズを満たすことが（地上ラジオ）放送の公共的役割の一つであることを踏まえれば、このような事態は避けられなければならない」としている点については大いに賛同します。</li> <li>・ この懸念を払拭するためには、当該（地上ラジオ）放送事業者の自主自律による取組を前提としながら、より地域に密着したメディアである「コミュニティFM放送」との連携を日常的に強化することも一つの有効な方策であり、この「連携」を強化前進させるために、現在の「地上ラジオ放送のコミュニティFM放送への出資制限の撤廃等」の規制緩和の早期実現を、今後の検討に加えていただけるよう強く要望します。</li> </ul>
----	---	--

「放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）」に対する意見

平成26年1月23日

(ふりがな) 氏名	にっぽんてれびほうそうまわしかぶしやがいが 日本テレビ放送網株式会社  たいひょうしやくとりしやく しゃちやうしやくくいん まおおくぼ よしお 代表取締役 社長執行役員 大久保 好男
[Redacted]	[Redacted]

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「放送政策に関する調査研究会」の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」（以下、新たな制度整備）は放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、マスメディア集中排除原則などの規制を緩和しようとするものであり、新たな制度整備による規制緩和の方向性に賛成します。</li> <li>放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、多メディア・多チャンネル時代にあつて、その重要性はより増大しています。このようなことから、「地域性」の概念が形骸化しないように、十分に留意して制度設計がなされるよう要望します。また、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、民放ラジオ事業者、民放テレビ事業者の意見を十分に汲み上げ、反映していただきたいと考えます。</li> <li>本案の提言を踏まえ、放送法改正や制度整備の検討が想定されます。本案では新たな制度整備の大枠が示されていますが、新たな認定制度の申請要件、申請項目および審査項目などの詳細は不明です。放送事業者の予見可能性を確保し、行政による恣意的な運用を招かないよう、一定の判断基準などが示されるべきと考えます。</li> </ul>
8～10 ページ	3(1)放送分野における事業再編の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案は「ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」、「イ 異なる放送対象地域における事業者同士の事業再編」の2つを挙げたうえで、後者のみを詳細に検討しています。(社)日本民間放送連盟はかねて同一放送対象地域、</li> </ul>

		<p>および異なる放送対象地域における「マスメディア集中排除原則の緩和」を要望してきたところであり、当社としても「同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」に関しても十分に検討を深めるよう要望します。</p>
12～13 ページ	3(4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送事業者が経営合理化への早期かつ積極的な取り組みを内容とする「経営基盤強化計画」(仮称)を作成し、総務大臣が認定するという新たな「認定制度」が提言されています。本「認定制度」が導入される場合には、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</li> </ul>
12～13 ページ	3(4) 具体的提言 ア(イ) 認定の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな認定制度の「認定の効果」に関し、「上記のほか、例えば、基幹放送局の再免許の際に『経理的基礎』審査を緩和する効果を与えることその他必要な特例措置を講ずることについて、行政において検討することも考えられる」とされています。より多くの「認定の効果」が受けられるよう、幅広く検討されるよう要望します。</li> </ul>
13 ページ	3(4) 具体的提言 ア(エ) 留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案が当該箇所です示した、「本『認定制度』は、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる『任意』の制度であり、その認定の効果(特例)は、認定を受けた者に限り適用されるものである。放送事業の本質は、設備や資金だけでなく、放送に携わる者一人一人の矜持・意欲、地域社会からの信頼感といった、経営指標などの数字には現れてこない『無形の財産』が不可欠である。これらに与える個別具体の影響を推し量ることのできない行政が、画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない。経営合理化するかしないか、するとしてどのような経営合理化を行うかは、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題である」との考え方は極めて妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。また、同時に、13ページの「留意点」で示された考え方が、実際の制度上でも担保されるよう、放送法および関連の法令上での明示を要望します。</li> </ul>
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめを受け、現在、行政において①外国人向けテレビ国際放送、②認定放送持株会社とマスメディア集中排除原則、③NHKのインターネット活用業務の3点について法改正の準備が進められています。これら3点はいずれも民間放送事業に大きく関係するものですので、具体的な法律改正案などの作成にあたり、民放事業者の意見を十分に聴取するよう要望します。また、(社)日本民間放送連盟が平成25年3月27日開催の同研究会ヒアリングでマスメディア集中排除原則等の緩和について</li> </ul>

		<p>要望し、第一次取りまとめで引き続き検討とされた項目については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などをレビューし、法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。</li> <li>・ 大臣裁定制度は28年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世界の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はすでに失われています。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。</li> </ul>
--	--	--

「放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）」に対する意見

平成26年1月23日

(ふりがな) 氏名	株式会社 フジ・メディア・ホールディングス 代表取締役社長 <small>おおた ひであき</small> 太田 英昭 株式会社 フジテレビジョン 代表取締役社長 <small>かめやま ちひろ</small> 亀山 千広
[Redacted]	[Redacted]

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<p>第二次取りまとめ案は、マスメディア集中排除原則等について特例を設けることにより放送事業者等の経営の選択肢を広げるものとして賛成します。</p> <p>そのうえで、本制度の検討・運用に際しては、経営の合理化の視点に加え、地方局の株式売却を検討する株主が増加している実状等を勘案し、放送事業者等の経営基盤及びネットワーク全体の安定化という視点も含めた規制緩和策となるよう要望します。</p> <p>なお、制度の詳細の検討に際しては、放送事業者等の意見を十分に聴取し、実際に利用しやすい制度になることを希望します。</p>
13～14 ページ	3(4)具体的提言 イ①テレビを制度の対象とすることの是非	<p>本制度は、ラジオ・テレビの区別による制限を設けることなく、すべての放送事業者等が活用できる制度とすることが適切と考えます。</p>
14～15 ページ	3(4)具体的提言 イ③放送事業者の経営状況によって制度の活用に制限を加えるか	<p>「『今は経営が悪くない』ことをもって画一的に制度の活用から排除するような制度設計とすることは適切でない」との考え方に賛同します。本制度の対象範囲・条件はできる限り狭めず、事業者が、時々の状況に応じて柔軟に対応できる制度となるよう要望します。</p>

「放送政策に関する調査研究会第二次取りまとめ（案）」に関する意見書

平成26年 1月27日

(ふりがな) 氏名 (注1)	ぶんかほうそう 株式会社文化放送 代表取締役社長 みき あきひろ 三木 明博
[REDACTED]	[REDACTED]

注1 法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 法人又は団体の場合に記載すること。

該当箇所	意見
全体	<p>「事業者の自主自律的な取り組みによる地域性の確保」「経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度」が担保されるのであれば、第2次取りまとめ（案）で示された規制緩和は、経営の選択肢拡大につながり、経営の基盤強化に資するものであると考えます。</p> <p>従いまして本認定制度の申請要件、審査基準等は、放送事業者の「自主自律的」かつ「自発的」判断が尊重されたものとなるよう希望いたします。</p>

注3 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。

「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ（案）に関する意見書 平成 26 年 1 月 24 日

(ふりがな) 氏名	まいにちほうそう かわうちかずとも 株式会社 毎日放送 代表取締役社長 河内一友
■ ■	■ ■
■	■
■	■
■	■

「放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）」に対する毎日放送意見

平成26年1月24日

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多メディア・多チャンネルの時代において、放送事業者、とりわけラジオ放送事業者を取り巻く経済環境が厳しさを増す中、その経営の選択肢を拡大するため、新たな制度整備により、その規制を緩和することに賛成します。</li>   <li>・ 放送対象地域制度などで担保された放送の「地域性」は、放送免許に基づく放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、大災害時等の情報伝達手段としても、その重要性は益々増大しています。新たな制度整備を行うとしても、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画と整合しない運用は厳に避けるべきと考えます。新たな制度整備による規制緩和はあくまで特例として扱い、放送対象地域制度自体の形骸化が進み、その結果、地域放送の機能喪失につながることをないようにすべきと考えます。</li>   <li>・ 新たな制度整備案が地上テレビ放送も対象としていることは、唐突の感が否めません。同研究会「第一次取りまとめ」（平成25年8月）では、「ラジオの経営基盤の強靱化に関する新たな制度整備については、…この第一次取りまとめの後、本研究会において引き続き検討を行う」と明記されていました。地上テレビ放送についての新たな制度整備の検討にあたっては、更なる検討を重ねると共に、地上テレビ放送事業者の意見も十分に汲み上げて、反映すべきと考えます。従って、今回の制度整備案については、地上ラジオ放送を対象として検討されるべきと考えます。</li> </ul>

12～13 ページ	3(4)具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送事業者が作成した「経営基盤強化計画」(仮称)を総務大臣が認定するという新たな「認定制度」が導入される場合には、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</li> </ul>
12～13 ページ	3(4)具体的提言 ア(イ)認定の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな認定制度の「認定の効果」に関し、「上記のほか、例えば、基幹放送局の再免許の際に『経理的基礎』審査を緩和する効果を与えることその他必要な特例措置を講ずることについて、行政において検討することも考えられる」とされています。より多くの「認定の効果」が受けられるよう、幅広く検討されるよう要望します。</li> </ul>
13 ページ	3(4)具体的提言 ア(エ)留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案が当該箇所ですした、「本『認定制度』は、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる『任意』の制度であり、その認定の効果(特例)は、認定を受けた者に限り適用されるものである。放送事業の本質は、設備や資金だけでなく、放送に携わる者一人一人の矜持・意欲、地域社会からの信頼感といった、経営指標などの数字には現れてこない『無形の財産』が不可欠である。これらに与える個別具体の影響を推し量ることのできない行政が、画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない。経営合理化するかしないか、するとしてどのような経営合理化を行うかは、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題であると考え」との考え方は極めて妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。</li> </ul>
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめを受け、現在、行政において①外国人向けテレビ国際放送、②認定放送持株会社とマスメディア集中排除原則、③NHKのインターネット活用業務の3点について法改正の準備が進められています。これら3点はいずれも民間放送事業に大きく関係するものですので、具体的な法律改正案などの作成にあたり、民間放送事業者の意見を十分に聴取するよう要望します。</li> <li>「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などを再度、精査するとともに、その制度の廃止を検討するよう要望します。大臣裁定制度は28年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことか</li> </ul>

		<p>ら、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世帯の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われています。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。</p>
--	--	--



		<p>に与える影響」を理由に検証の踏み込みが不十分と考える。(社)日本民間放送連盟としては、かねてより放送対象地域が同一か否かを問わずマスメディア集中排除原則の緩和を要望しており、当社としても「同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」に関しても更に踏み込んだ検討を行うよう要望する。</p>
12～13頁	3(4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>放送事業者が経営合理化への早期かつ積極的な取り組みを内容とする「経営基盤強化計画」(仮称)を作成し、総務大臣が認定を行う新たな制度が提言されているが、導入にあたっては申請手続きや提出資料が放送事業者にとって過度の負担とならないような措置を求める。</li> </ul>
12～13頁	3(4) 具体的提言 ア(イ) 認定の考課	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな認定制度の「認定の効果」に関し、「上記のほか例えば、基幹放送局の再免許の際に『経理的基礎』審査を緩和する効果を与えることその他必要な特例措置を講ずることについて、行政において検討することも考えられる」としているが、より多くの「認定の効果」が受けられるよう幅広く検討を行う事を要望する。</li> </ul>
13頁	3(4) 具体的提言 ア(エ) 留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>経営合理化への取り組みについては留意点に示されたように一義的に事業者が判断し、自らの意思と責任のもとで進めていくべき問題との考え方は極めて妥当であり、新たな制度整備及び制度運用の原則と考える。是非この考え方が担保されるよう、放送法及び関連法令での明示を求めたい。</li> </ul>
全体		<ul style="list-style-type: none"> <li>「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめを受け「①外国人向けテレビ国際放送」、「②認定放送持株会社とマスメディア集中排除原則」、「③NHKのインターネット活用業務」について法改正の準備が進められている。これら3点は民間放送事業に大きく関係する案件であり、具体の改正案作成作業に際しては民間放送事業者の意見を十分に聴取、反映することを希望する。</li> <li>(社)日本民間放送連盟が平成25年3月27日開催の「放送政策に関する調査研究会」ヒアリングでマスメディア集中排除原則等の緩和について要望し、第一次取りまとめで「引き続き検討」とされた項目については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望する。</li> </ul>

		<p>・ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関して、大臣裁定制度の今日的意義などをレビューし、法改正を含む抜本的な制度改正を求める。併せて「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題の一つに加えるよう要望する。</p> <p>大臣裁定制度は憲法第 21 条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれない。又、ケーブルテレビ事業が拡大化した現在、大臣裁定制度の存続は地上テレビ放送事業が前提としている地域免許制度の根幹を揺るがすものであり、早急に制度を見直すべきと考える。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>
--	--	--

放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）に対する意見

平成 26 年 1 月 24 日

組織名及び 代表者氏名	読賣テレビ放送株式会社 代表取締役社長 望月 規夫

頁	該当部分	意見
2	はじめに ③ NHKのインターネット活用業務関係 ・ インターネット活用業務をこれまで以上に積極的に展開 ・ 包括的な「実施基準」をNHKが自ら定め、総務大臣が認可する制度の導入を有力な選択肢として検討（事後的に検証を行う仕組みも併せて導入を検討）	○NHKのインターネット活用業務は民間放送事業に大きく関係することから、具体的な法律改正案などの作成にあたり、民間放送事業者の意見を十分に聴取するよう要望します。  ○特に放送番組のインターネット同時配信や時差再生が可能なインターネット配信については、NHKの本来業務の在り方から逸脱するものであることから、これまで、あくまで特例や検証作業として限定的に認められてきた経緯があります。 従って、今後、「包括的な「実施基準」」を総務大臣が認可する制度の具体的な検討に際しては、放送政策に関する調査研究会での議論において、NHKが通常行う業務として相応しいかどうかの指標とされた「公共性」、「番組補完」、「市場への影響の度合い」の3原則が厳格に遵守されるような仕組みとなるよう要望します。

<p>3 及び 16</p>	<p>第1章 検討の経緯 同検討会は、こうした状況を踏まえ、今後とも放送が重要な公共的役割を果たし続けていけるよう、放送ネットワークの強靱化策等について検討を行い・・・</p> <p>おわりに 今後関係者がそれぞれの立場でさらに積極的に取り組んでいくことにより、放送が、日常生活においてまた緊急時において視聴者・国民に必要な不可欠なメディアとしてますます発展することを期待する。</p>	<p>○検討の経緯と結びの言葉に代表されるように、第二次取りまとめ案において、地上基幹放送を国民生活に必要な不可欠な基幹メディアと位置づけ、その経営をより強固なものをすることを基本的な視座・目的とされていることを高く評価します。</p> <p>○上記の観点も踏まえ、「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」（以下、「新たな制度整備」）は、放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、マスメディア集中排除原則などの規制を緩和しようとするものであり、「新たな制度整備」による規制緩和の方向性に、基本的に賛成します。</p>
<p>5</p>	<p>（3）制度の基本的在り方 大きな公共的役割を求められる放送分野においては、規模の経済を迫る事業再編が行われると、放送の地域性、多元性等が後退していくことは避けられないという課題を抱えている。</p> <p>したがって、新たな制度の整備に当たっては、経営統合（規模の拡大）の取組に対し、その取組による「地域性」等の後退に一定の歯止めを設けつつ、必要な規制緩和を図っていく仕組みを検討していくことが適当である。</p>	<p>○放送法や基幹放送普及基本計画に基づく放送対象地域制度と放送の地域性は、基幹メディアとしての地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、半世紀以上に亘る地上テレビ放送の経営・事業の在り方についても根底から位置づけています。</p> <p>従って、今回、「新たな制度整備」を行うとしても、今後の詳細な制度設計やその運用にあたっては、放送対象地域制度と地域性の果たしている役割を毀損することがないように慎重かつ十全の配慮がなされるよう要望します。</p> <p>「新たな制度整備」による規制緩和はあくまで特例として扱い、放送対象地域制度の形骸化につながらないように制度上の措置が必要だと考えます。</p>

1 2	<p>(4) 具体的提言  (ア) 認定の対象・要件  放送事業者が経営合理化への早期かつ積極的な取組を内容とする「経営基盤強化計画」(仮称)を作成し、総務大臣が認定など(4)項目全般</p>	<p>○第二次取りまとめ案では、総務大臣が認定するだけでなく記されており、認定要件や基準などが示されていません。認定制度に限らず、この取りまとめ案では「新たな制度整備」の大枠のみが示され、申請要件や審査基準など具体的な制度内容が示されていません。今後、取りまとめ案を受け、行政において放送法改正や省令作成なども含め、制度の設計や運用に係る具体的な検討が行われるものと思われませんが、行政による恣意的な運用を排除するため、早期に具体的な要件や基準などが示されるべきです。</p> <p>また、「新たな制度整備」本来の目的から逸脱した利用を未然に防止するなどのためにも、制度の透明性と公正性を確保する措置を取るべきと考えます。</p> <p>○このような具体的な制度整備の詳細を検討する際には、放送事業者の意見を十分に汲み上げ、反映すべきです。</p>
1 3	<p>(4) 具体的提言  (エ) 留意点  なお、本「認定制度」は、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる「任意」の制度であり、その認定の効果(特例)は、認定を受けた者に限り適用されるものである。放送事業の本質は、放送番組の制作である。視聴者・国民に優れた番組を届けていくためには、設備や資金だけでなく、放送に携わる者一人一人の矜持・意欲、地域社会からの信頼感といった、経営指標などの数字には現れてこない「無形の財産」が不可欠である。これらに与える個別具体の影響を推し量ることのできない行政が、画一的に経営合理化を「強いる」ことは適切でない。経営合理化をするかしないか、するとしてどのような経営合理化を行うか</p>	<p>○放送事業者の申請に基づく「任意の制度」を担保する上でも、当該考え方は極めて妥当であると考えます。また、この考え方は、今回の新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。</p>

	は、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題であると考え	
13 ～ 15	(4) 具体的提言 イ制度の具体化に向けた検討課題 本研究会における認定制度についての様々な議論の中でも、特に制度の対象範囲の在り方については、以下のように様々な観点から活発な議論が行われたところである。・・・・・・・・ こうした議論を踏まえ、今後行政において、利害関係者からの意見も踏まえつつ、制度の在り方をさらに検討することが適当である。	○第二次取りまとめ案で述べられているように、検討会の議論でも多種多様な意見があり、制度の在り方については継続的な検討課題が数多く残されています。特に地上テレビ放送については議論も整理も不十分なまま行政に検討が委ねられており、唐突の感が否めません。今後、関係者や有識者も交えての慎重且つ十全な検討と議論が行われることを強く要望します。 その際、特に留意点として、今回の特例措置を適用することによって、当該放送対象地域に存在する他の放送事業者が影響を受けることがないよう、民間企業の経営競争の公平性がきちんと担保される制度設計をすべきだと考えます。
全体	全体	○ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関する、大臣裁定制度について、廃止あるいは抜本の見直しを行うよう要望します。放送政策に関する調査研究会が継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。 ○そもそも大臣裁定制度は、昭和61年当時、ケーブルテレビが小規模な発展途上段階であること等を背景に緊急避難的に導入されたものです。このような制度の成り立ちや、立法当時からケーブルテレビ再放送を取り巻く環境が大きく変わっていることを踏まえれば、大臣裁定制度の立法事実はずでに失われています。 「正当な理由」がない限り、総務大臣は同意すべき旨の裁定をするという定めは、制定当時の時代背景から緊急避難的に決められた、極めて一方的で強権的なものであり、区域外再放送を安易に容認する火種となっています。

総務省情報流通行政局 放送政策課 御中

「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ（案）」に関する意見書

平成26年1月27日

氏名	かぶしきがいしゃ わかやまほうそう 株式会社 和歌山放送 だいひょうとりしまりやくしゃちょう なかじま あきお 代表取締役社長 中島 章雄
[REDACTED]	[REDACTED]

頁	該当箇所	御意見
全体	全体	<p>・ 本案で示された新たな制度整備は、放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、各種規制を緩和しようとするものであり、その方向性に賛成いたします。</p> <p>・ ただ、制度の現状で触れられている、放送対象地域制度など、放送の「地域性」は、地上放送ラジオの根幹をなす重要な役割・要素であり、多メディア・多チャンネル時代にあつて、重要性はより増大しています。新たな制度整備による規制緩和には賛同いたしますが、基幹放送普及計画（中でもAMラジオについては、最低でもNHK2波と民間放送1局の受信可能にすること、とされています）及び基幹放送用周波数使用計画と整合しない運用は避けるべきで、新制度整備による規制緩和はあくまで特例として扱い、放送対象地域制度自体の形骸化につながらないようにお願いいたします。</p> <p>・ 本案は合計3回という短期間の研究会会合でまとめられました。そのご努力には敬意を表します。ただ、この間、放送事業者、中でもラジオ事業者への意見聴取は行われていないようです。総務省「放送ネットワークの強靱化に関する検討会」ではラジオについてその強靱化が検討され、その議論を引き継ぎ、本研究会が検討をされたと伺っています。新たな制度整備を検討するに当たっては、民放ラジオ事業者の意見を十分に汲み上げ、反映していただければと考えます。</p> <p>・ 本案では、新たな制度整備の大枠が示されて</p>

		<p>いますが、新たな認定制度の申請要件、申請項目及び審査項目などの詳細はよくわかりません。わたしども放送事業者が将来にわたって県民に放送を続けていくため経営上の留意点が明確になるようしていただきたいと思います。また、そういうことは考えにくいのですが、行政による恣意的な運用をまねかないよう、一定の判断基準などが示されるべきと考えます。</p>
9 ～ 10 分	3 (1) イ 異なる放送対象地域における事業者同士の事業再編	<p>・放送番組の同一化により、各対象地域で培われた制作ノウハウの結集による番組の質の充実と番組制作費の削減、さらに地域をまたいだ視聴者の獲得による市場拡大効果などが期待される——としています。実際に番組の制作と販売を行っている事業者・経営者としては「果たして本当に、経費削減と売り上げ増につながるのか」、とも考えます。論理・理論と実務は違うかなと思う部分もありますが、将来に向けて改革であり規制緩和されることには、賛意を示させていただきます。</p>
12 ～ 13 分	3 (4) ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入	<p>・本認定制度が導入される場合には、申請手続きや提出資料が申請者の放送事業者にとって過大な負担にならないようお願いします。</p>
12 ～ 13 分	3 (4) ア(イ)認定の効果	<p>・「認定の効果」については、再免許の際に特例措置を講ずること、などが記載されていますが、放送事業者のインセンティブになるような複数の特例措置を要望いたします。</p>
13 分	3 (4) ア(エ)留意点	<p>・2段落目の「なお」以下で記載された内容については、極めて妥当な判断であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。</p>

「放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）」に関する意見

平成26年1月27日

氏名	<p>株式会社 <small>えふえむはちまるに</small> FM802</p> <p>代表取締役社長 <small>つゆり ひかる</small> 栗花落 光</p>
■	■
■	■
■	■
■	■

頁	該当箇所	意見
全体	全体	総務省「放送政策に関する調査研究会」の第二次取りまとめ案で示された「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」は放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、マスメディア集中排除原則などの規制を緩和しようとするものであり、新たな制度整備による規制緩和の方向性に賛成します。
8頁	ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編	「同一放送対象地域の事業再編の場合、中継局の共同建築等、効率的な置局を行うことが容易になる」とありますが、事業再編に際して親局を統合することにより経費削減効果が出る場合もありますので、弾力的な運用を要望します。

「放送政策に関する調査研究会第二次取りまとめ（案）」に対する意見

平成26年1月24日

(ふりがな) 氏名	かぶしきがいしやえふえむあいち 株式会社エフエム愛知 だいひょうとりしまりやくしゃちよう ほんだ りゆうたろう 代表取締役社長 本多 立太郎

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<p>・本調査研究会の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された内容は、放送事業者の経営の選択肢を拡大するためのものであり、基本的には賛同いたします。</p> <p>・ただし、本案の中で述べられているように、「多元性」、「多様性」とならび、放送法及びその関係法令によって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、現在の「放送対象地域」は、「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当たっての基本単位として機能」しています。この基本的な考え方と整合しない制度整備の運用は避けるべきであり、本案で示された規制緩和はあくまで特例として扱われるべき、と考えます。</p> <p>・今後、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、地上ラジオ・テレビ事業者の意見を十分くみ上げ、制度整備に反映してもらえるよう望みます。</p>
11 ページ	3（2）放送対象地域制度に関する特例 イ 地域性確保のための代替的措置	<p>・本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取り組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分理解し、常に視聴者ニーズに従って地域性を意識した番組づくりを行うものであり、本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自立による取組にまかせることが適当と考えます。</p>

12 ページ	3（4）具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」（仮称）の導入 （ア）認定の対象・要件	・認定制度の適用を希望する放送事業者が作成、提出する「経営基盤強化計画（仮称）」については、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。
13 ページ	3（4）具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」（仮称）の導入 （エ）留意点	・従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。



11 ページ	<p>3 (2) 放送対象地域制度に関する特例 イ 地域性確保のための代替的措置 (イ) 地域性確保措置の在り方</p>	<p>・ 本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分理解し、常に視聴者ニーズに従って地域性を意識した番組づくりを行うものであり、本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自立による取組にまかせることが適当と考えます。</p>
12 ページ	<p>3 (4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入 (ア) 認定の対象・要件</p>	<p>・ 認定制度の適用を希望する放送事業者が作成、提出する「経営基盤強化計画(仮称)」については、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</p>
13 ページ	<p>3 (4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入 (エ) 留意点</p>	<p>・ 従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないよう、配慮されるべきと考えます。</p>

以上

「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 26 年 1 月 27 日

(ふりがな) 氏名	(かぶしがいしゃ えふえむくもと だいひょうとりしまりやくしゃちょう のがた まさじ) 株式会社 エフエム熊本 代表取締役社長 野方 正治

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<p>・本調査研究会の第二次取りまとめ案(以下、本案)で示された内容は、放送事業者の経営の選択肢を拡大するためのものであり、基本的には賛同いたします。</p> <p>・ただし、本案の中で述べられているように、「多元性」、「多様性」とならび、放送法及びその関係法令によって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素で、現在の「放送対象地域」は、「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当たっての基本単位として機能」しています。この基本的な考え方と整合しない制度整備の運用は避けるべきで、あくまで特例として本案で示された規制緩和は扱われるべき、と考えます。</p> <p>・また、従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当で、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。</p> <p>・一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないよう、配慮されるべきと考えます。</p> <p>・今後、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、地上ラジオ・テレビ事業者の意見を十分くみ上げ、制度整備に反映してもらえるよう望みます。</p>
11	3(2)放送対象地域制度に関	<p>・本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態</p>

	<p>する特例</p> <p>イ 地域性確保のための代替的措置</p> <p>(イ) 地域性確保措置の在り方</p>	<p>等を踏まえた、事業者の自主自律による取組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分理解し、常に視聴者ニーズに従って地域性を意識した番組づくりを行うものです。本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自立による取組にまかせることが適当と考えます。</p>
12	<p>3(4) 具体的提言</p> <p>ア 「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入</p> <p>(ア) 認定の対象・要件</p>	<p>・認定制度の適用を希望する放送事業者が作成、提出する「経営基盤強化計画(仮称)」については、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</p>
13	<p>3(4) 具体的提言</p> <p>ア 「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入</p> <p>(エ) 留意点</p>	<p>・従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当で、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないよう、配慮されるべきと考えます。</p>

「放送政策に関する調査研究会」第二次とりまとめ（案）」に関する意見書

平成26年1月27日

氏名	株式会社エフエム群馬 代表取締役社長 石田哲博

頁	該当箇所	意見
全体		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査研究会の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された内容は、放送事業者の経営の選択肢を拡大するためのものであり、基本的には賛同します。</li> <li>・ただし、本案の中で述べられているように、「多元性」、「多様性」とならび、放送法及びその関係法令によって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、現在の「放送対象地域」は、「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当たっての基本単位として機能」しています。この基本的な考え方と整合しない制度整備の運用は避けるべきであり、本案で示された規制緩和はあくまでも特例として扱われるべきと考えます。</li> <li>・また、従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</li> <li>・今後、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、地上ラジオ・テレビ事業者の意見を十分くみ上げ、制度整備に反映してもらえるよう望みます。</li> </ul>

頁	該当箇所	意見
11 頁	3 (2) 放送対象地域制度に関する特例イ 地域性確保のための代替的措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分理解し、常に視聴者ニーズに従って地域性を意識した番組づくりを行うものであり、本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自立による取組にまかせることが適当と考えます。</li> </ul>
13 頁	3 (4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入 (エ) 留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</li> </ul>

「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ（案）に関する意見書

平成 26 年 1 月 27 日

名称及び代表者	かぶしがいいしゃ えふえむさんいん 株式会社エフエム山陰 だいひょうとりしまりやくしゃちょう はまべ ひろし 代表取締役社長 濱辺 弘志
■	■ ■ ■
■	■
■	■
■	■

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本調査研究会の第二次とりまとめ案（以下、本案）で示された内容は、放送事業者の選択肢を拡大するためのものであり、基本的には賛同いたします。</li> <li>●ただし、本案の中で述べられているように、「多元性」、「多様性」とならび、放送法及びその関係法令によって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、現在の「放送対象地域」は、「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当っての基本単位として機能」しています。この基本的な考え方と整合しない制度整備の運用は避けるべきであり、本案で示された規制緩和はあくまで特例として扱われるべき、と考えます。</li> </ul>

		<ul style="list-style-type: none"> <li>●また、従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備及び制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</li> <li>●今後、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、地上ラジオ・テレビ事業者の意見を十分くみ上げ、制度整備に反映してもらえよう望みます。</li> </ul>
11 ページ	<p>3 (2) 放送対象地域制度に関する特例</p> <p>イ 地域性確保のための代替的措置</p> <p>(イ) 地域性確保措置の在り方</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取り組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分に理解し、常に視聴者ニーズに従って地域性を意識した番組づくりを行うものであり、本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自律による取り組みにまかせることが適当と考えます。</li> </ul>
12 ページ	<p>3 (4) 具体的提言</p> <p>ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入</p> <p>(ア) 認定の対象・要件</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●認定制度の適用を希望する放送事業者が作成、提出する「経営基盤強化計画(仮称)」については、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</li> </ul>
13 ページ	<p>3 (4) 具体的提言</p> <p>ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入</p> <p>(エ) 留意点</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備及び制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</li> </ul>



頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本調査研究会の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された内容は、放送事業者の経営の選択肢を拡大するためのものであり、基本的には賛同いたします。</li> <li>・ ただし、本案の中で述べられているように、「多元性」、「多様性」となれば、放送法及びその関係法令によって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、現在の「放送対象地域」は、「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当たっての基本単位として機能」しています。この基本的な考え方と整合しない制度整備の運用は避けるべきであり、本案で示された規制緩和はあくまで特例として扱われるべき、と考えます。</li> <li>・ また、従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</li> <li>・ 今後、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、地上ラジオ・テレビ事業者の意見を十分くみ上げ、制度整備に反映してもらえよう望みます。</li> </ul>
11 ページ	3(2)放送対象地域制度に関する特例 イ 地域性確保のための代替的措置 (イ)地域性確保措置の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取り組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分理解し、常に視聴者ニーズに従って地域性を意識した番組づくりを行うものであり、本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自立による取組にまかせることが適当と考えます。</li> </ul>

12 ページ	3(4)具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入 (ア)認定の対象・要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 認定制度の適用を希望する放送事業者が作成、提出する「経営基盤強化計画(仮称)」については、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</li> </ul>
13 ページ	3(4)具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入 (エ)留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</li> </ul>

以上



		<ul style="list-style-type: none"> <li>今後、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、地上ラジオ・テレビ事業者の意見を十分にくみ上げ、制度整備に反映してもらえるよう望みます。</li> </ul>
11 ページ	3 (2) 放送対象地域に関する特例 イ 地域性確保のための代替的措置 (イ) 地域性確保措置の在り方	<ul style="list-style-type: none"> <li>本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態を踏まえた、事業者の自主自立による取組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分理解し、常に視聴者のニーズに従って地域性を意識した番組作りを行うものであり、本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自立による取組みに任せることが適当と考えます。</li> </ul>
12 ページ	3 (4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入 (ア) 認定の対象・要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>認定制度の適用を希望する放送事業者が作成、提出する「経営基盤強化計画(仮称)」については、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</li> </ul>
13 ページ	3 (4) 具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入 (エ) 留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>従来より示された規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</li> </ul>

「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ（案）」に関する意見書

平成26年1月23日

(ふりがな) 氏名	ひろしまえふえむほうそうかぶしきがいしゃ 広島エフエム放送株式会社 だいひょうとりしまりやくしゃちょう まつだひろし 代表取締役社長 松田 弘
■	■
■	
■	■
■	■
■	■

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本調査研究会の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された内容は、放送事業者の経営の選択肢を拡大するためのものであり、基本的には賛同いたします。</li> <li>・ただし、本案の中で述べられているように、「多元性」、「多様性」とならび、放送法及びその関係法令によって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ・テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、現在の「放送対象地域」は、「地域社会の文化や歴史、県民意識の醸成等に深く関わるとともに、住民の生命、財産等を守るための災害放送の運用等に当たっての基本単位として機能」しています。この基本的な考え方と整合しない制度整備の運用は避けるべきであり、本案で示された規制緩和はあくまで特例として扱われるべき、と考えます。</li> <li>・また、従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、</li> </ul>

		<p>放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</p> <p>・今後、新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、地上ラジオ・テレビ事業者の意見を十分くみ上げ、制度整備に反映してもらえよう望みます。</p>
11 頁	<p>3(2)放送対象地域制度に関する特性</p> <p>イ 地域性確保のための代替的措置</p>	<p>・本案本項目には、「いかなる手法により地域性を確保するかについては、行政が画一的な基準を提示するよりも、各地域の実情や経営状態等を踏まえた、事業者の自主自律による取組みをできるだけ認めていくことが望ましい。」とありますが、地上放送事業者は自らの使命と存在価値を十分理解し、常に視聴者ニーズに従って地域性を意識した番組づくりを行うものであり、本特例の認定を受けた場合も、地域性確保の措置については、事業者の自主自立による取組にまかせることが適当と考えます。</p>
12 頁	<p>3(4)具体的提言</p> <p>ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入</p> <p>(ア)認定の対象・要件</p>	<p>・認定制度の適用を希望する放送事業者が作成、提出する「経営基盤強化計画(仮称)」については、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</p>
13 頁	<p>3(4)具体的提言</p> <p>ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入</p> <p>(エ)留意点</p>	<p>・従来より示されてきた規制緩和制度等を活用した放送事業者の再編等の取り組みは、あくまで放送事業者が自発的に活用する任意のものであり、本案で言及されている「行政が画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない」との考え方は妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。一方、この制度を利用して再編を進めた結果、放送の「多元性」、「多様性」、「地域性」が損なわれることがないように、配慮されるべきと考えます。</p>

## 「送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ(案)に関する意見書

平成26年1月22日

氏名	株式会社日経ラジオ社 代表取締役社長 鈴木健司

頁	該当箇所	意見
4～ 9～	第2章 放送の経営基盤の強化に資する制度整備  異なる包装対象地域における事業者同士の事業再編	<p>経営基盤の強靱化という観点から、「異なる放送対象地域における事業者同士の事業再編」について言及し、その際に放送番組の同一化により「地域性」が失われないかどうか論点となっている。</p> <p>県単位の地域情報の提供による「地域性」の確保も重要ではあるが、放送局(特にラジオ局)が経営困難を理由に放送中止に追い込まれば、エリア内の選択肢(放送局の数)が減り、「多元性」が失われることになる。現状でも首都圏をはじめとする大都市圏と、地方ではリスナーの選択肢に大きな差があるが、これが拡大しないようにすることが重要である。</p> <p>調査研究会の一次取りまとめ、2次取りまとめ(案)とも短波放送に関する記述はないが、全国放送である短波放送はすべての都道府県において「もう1局」の選択肢をリスナーに提供する役割を担っている。</p> <p>2次取りまとめ(案)は主として県域ラジオ局(AM、FM)を念頭に、事業再編のあり方と、それを支える制度について検討しているが、規制や制度の変更が、短波放送の経営基盤の強化を妨げないよう期待する。</p> <p>短波放送は全国放送であるため、テレビ、ラジオのあらゆる放送局と放送対象地域が重なる。これを理由に、マス排などの規制面で、他の放送局に比べ著しく不利な制約を受けることのないよう配慮をお願いする。</p>
6～ 11～ 12～	マスメディア集中排除原則  マスメディア集中排除原則に関する特例の考え方  マスメディア集中排除原則の更なる特例	<p>1次取りまとめ(案)に対しても意見を提出したが、「特別地上基幹放送事業者」に関するマス排の規制緩和を重ねて要望する。</p> <p>ラジオのマス排については、平成23年6月に改正(規制緩和)が行われ、いわゆる「ラジオ4波特例」が導入された。この改正の特徴は①基幹放送事業者のうちテレビとラジオを区別し、ラジオについてはテレビ以上に規制を緩和する②マス排は放送対象地域が重なる場合、重ならない場合で規制内容を区別していたが、ラジオ局については地域が重なる、重ならないを問わず、同一の扱いとする——の2点。これにより具体的には、ラジオ4局子会社化、およびテレビ1局+ラジオ4局の子会社化が可能となった。</p> <p>「特定地上基幹放送事業者」に関する規制(※注参照)では、ラジオ局が特定地上基幹放送事業者に当たる場合であっても、テレビと同様、放送対象地域の重複を理由</p>

	<p>に制限を受ける。平成 23 年のラジオのマス排規制緩和の趣旨に沿って、この規制も緩和するよう要望する。</p> <p>(※注) 放送法施行規則第 207 条 1 項「ある一の者が、認定放送持株会社の議決権を 10% 超から 30% 以下の範囲で保有し、そしてその子会社である放送局の放送対象地域と重複する放送対象地域において放送する地上基幹放送事業者（「特別地上基幹放送事業者」という。）の議決権を保有するときには、その割合は 10% を超えてはならない」</p>
--	---

「放送政策に関する調査研究会 第二次取りまとめ（案）」に対する意見

平成26年1月16日

(ふりがな) 氏名	いっばんしゃだんほうじん 日本民間放送連盟 一般社団法人
	かい ちよう いの うえ ひろし 会 長 井 上 弘

頁	該当箇所	意見
全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>総務省「放送政策に関する調査研究会」の第二次取りまとめ案（以下、本案）で示された「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」（以下、新たな制度整備）は放送事業者の経営の選択肢を拡大するため、マスメディア集中排除原則などの規制を緩和しようとするものであり、新たな制度整備による規制緩和の方向性に賛成します。</li> <li>放送対象地域制度などによって担保されている放送の「地域性」は、地上ラジオ放送、地上テレビ放送の根幹を成す重要な役割・要素であり、多メディア・多チャンネル時代にあつて、その重要性はより増大しています。新たな制度整備を行うとしても、基幹放送普及計画および基幹放送用周波数使用計画と整合しない運用は厳に避けるべきです。新たな制度整備による規制緩和はあくまで特例として扱い、放送対象地域制度自体の形骸化につながるような制度上の措置が必要だと考えます。</li> <li>新たな制度整備が地上テレビ放送を対象としていることは、唐突の感が否めません。同研究会「第一次取りまとめ」（平成25年8月）では、「ラジオの経営基盤の強靱化に関する新たな制度整備については、…この第一次取りまとめの後、本研究会において引き続き検討を行う」と明記されていました。また、本案は合計3回（10月31日、12月6日、12月26日）の同研究会会合で短期間にまとめられたもので、この間、放送事業者への意見聴取は行われていません。新たな制度整備の詳細を検討するにあたっては、民放ラジオ事業者、民放テレビ事業者の意見を十分に汲み上げ、反映していただきたいと考えます。</li> <li>本案の提言を踏まえ、放送法改正や制度整備の検討が想定</li> </ul>

		<p>されます。本案では新たな制度整備の大枠が示されていますが、新たな認定制度の申請要件、申請項目および審査項目などの詳細は不明です。放送事業者の予見可能性を確保し、行政による恣意的な運用を招かないよう、一定の判断基準などが示されるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今後、新たな制度整備の各段階において、必要に応じて改めて意見を述べることにします。</li> </ul>
8～10 ページ	3(1)放送分野における事業再編の特徴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案は「ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」、「イ 異なる放送対象地域における事業者同士の事業再編」の2つを挙げたうえで、後者のみを詳細に検討しています。当連盟はかねて同一放送対象地域および異なる放送対象地域における「マスメディア集中排除原則の緩和」を要望してきたところであり、「ア 同一放送対象地域における事業者同士の事業再編」に関しても十分に検討を深めるよう要望します。</li> </ul>
12～13 ページ	3(4)具体的提言 ア「経営基盤強化計画の認定制度」(仮称)の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 放送事業者が経営合理化への早期かつ積極的な取り組みを内容とする「経営基盤強化計画」(仮称)を作成し、総務大臣が認定するという新たな「認定制度」が提言されています。本「認定制度」が導入される場合には、申請手続きや提出資料が放送事業者の過度な負担にならないようにすべきと考えます。</li> </ul>
12～13 ページ	3(4)具体的提言 ア(イ)認定の効果	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 新たな認定制度の「認定の効果」に関し、「上記のほか、例えば、基幹放送局の再免許の際に『経理的基礎』審査を緩和する効果を与えることその他必要な特例措置を講ずることについて、行政において検討することも考えられる」とされています。より多くの「認定の効果」が受けられるよう、幅広く検討されるよう要望します。</li> </ul>
13 ページ	3(4)具体的提言 ア(エ)留意点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本案が当該箇所を示した、「本『認定制度』は、経営の合理化に取り組もうとする放送事業者が自発的に認定を受けることのできる『任意』の制度であり、その認定の効果(特例)は、認定を受けた者に限り適用されるものである。放送事業の本質は、設備や資金だけでなく、放送に携わる者一人一人の矜持・意欲、地域社会からの信頼感といった、経営指標などの数字には現れてこない『無形の財産』が不可欠である。これらに与える個別具体の影響を推し量ることのできない行政が、画一的に経営合理化を『強いる』ことは適切でない。経営合理化するかしないか、するとしてどのような経営合理化を行うかは、一義的にまずは事業者が自ら判断し、自らの意思と責任の下で進めていくべき問題であると考え」との考え方は極めて妥当であり、新たな制度整備および制度運用の原則となるものと考えます。</li> </ul>

全体	全体	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 総務省「放送政策に関する調査研究会」第一次取りまとめを受け、現在、行政において①外国人向けテレビ国際放送、②認定放送持株会社とマスメディア集中排除原則、③NHKのインターネット活用業務の3点について法改正の準備が進められています。これら3点はいずれも民間放送事業に大きく関係するものですので、具体的な法律改正案などの作成にあたり、民放事業者の意見を十分に聴取するよう要望します。また、当連盟が平成25年3月27日開催の同研究会ヒアリングでマスメディア集中排除原則等の緩和について要望し、第一次取りまとめで引き続き検討とされた項目については、可能な限り速やかに規制緩和の方向で検討されることを強く要望します。</li> <li>・ ケーブルテレビによる地上テレビ放送の再放送に関し、大臣裁定制度の今日的意義などをレビューし、法改正を含む抜本的な制度改正を行うよう要望します。「放送政策に関する調査研究会」を継続するのであれば、今後の検討課題に加えていただくようお願いします。</li> <li>・ 大臣裁定制度は28年前に同制度が導入された当時のケーブルテレビの規模が非常に小さかったことから、区域外再放送によって地上テレビ放送の地域免許制度の形骸化は起こらないという前提で導入されたものです。ケーブルテレビが全世界の半数を超えて普及し、ケーブルテレビの大規模化がより進みつつある現在、大臣裁定制度の立法事実はすでに失われています。大臣裁定制度は憲法第21条の「表現の自由」に基づく地上テレビ放送事業者の「番組編集上の意図」（自らの放送対象地域外で表現しない自由）を制約するものであり、また、著作権法に基づく地上テレビ放送事業者の著作権及び著作隣接権とも整合がとれません。</li> </ul>
----	----	---

## 「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ案に対する意見

2014年1月26日

日本民間放送労働組合連合会  
中央執行委員会

私たち民放労連は、総務省の「放送政策に関する調査研究会」第二次取りまとめ案が提示している「放送の経営基盤の強化に資する制度整備」について、地域における放送局の存在意義を確保するために、規制緩和には反対する立場から、以下のとおり意見を述べます。

取りまとめ案が指摘するように、放送における広告収入の増加の見通しは立ちにくく、デジタル化による競争激化など、放送局の経営状態は決して楽観視できるものではないかもしれません。しかし、各局の経営指標・財務データを見る限り、現状では、民間放送業界は国内の一般企業の平均を大きく上回るような安定した経営状況の企業が多数を占めており、現段階で過度の規制緩和を急ぐ必要性はまったく認められません。

デジタルメディアの多様な展開により、日常的に多様な情報が氾濫している現代の日本において、東日本大震災のような非常時はもちろんのこと、平常時においても、地域の生活圏に密着した信頼できる情報が容易に入手できることがますます求められています。全国の県域・広域の放送局は、これまでにそうした情報提供において、地域の視聴者・リスナーの期待に応えようと努力を続け、一定の力を発揮してきたものと評価できます。

ところが、「放送番組の同一化による番組制作費の削減」などという経営的効果を求めて「異なる放送対象地域における事業再編」を進めることは、とくにローカル放送局の番組制作機能を縮小させることになり、それは地域における放送局の存在意義を大きく損なう恐れが強まることを意味するとともに、各局の番組制作力そのものを減衰させることに他なりません。

すでに「認定放送持株会社制度」の導入などにより、ただでさえ東京キイ局への一極集中がこれまで以上に進行しようとしている中で、番組制作機能の縮小によりローカル放送局の存在意義が損なわれるようなことになれば、かえって民放系列ネットワーク全体の総合力を低下させ、放送に求められる社会的使命を十分果たせなくなる恐れもあります。

むしろ、視聴者・リスナーの期待に応えて、地域の放送局の番組制作機能の充実のために、放送における表現の自由・番組編集の自由を十分に保障しながら、放送の多元性・多様性・地域性を堅持する方向での検討を、私たちは強く要望します。

以上

個人①

・ 9 ページ

『異なる放送対象地域における事業再編』について、仮に放送番組を同一化するならば、

- (a) 放送番組の同一化による番組制作費の削減
- (b) 県境における中継局の重複が不要となるなど置局の効率化
- (c) マスター設備の統合の容易化

といった効果が期待できることから、有効な事業再編手法の1つになり得ると考えられる。」

確かに「放送番組の同一化」や「置局の効率化」、「マスター設備の統合」は、2局で2チャンネル分制作する費用を2局で1チャンネルにするのだから、コストの削減幅は大きくなるとしても、「放送番組の同一化」によって被支配局は編成権すらも失われ、支配局の「中継局状態」になるのではないのでしょうか。

「放送番組の同一化」を認める事は、放送局が「地域の情報を地域住民に伝える」という「公共的役割」を放棄し、地方局の価値を否定する事に繋がりがねません。

よって、地方局とその視聴者・聴取者の存在を否定し、コスト面だけを重視する、このような「暴挙」とも言える「取りまとめ(案)」には反対致します。

個人②

本件取りまとめ案第2章3(4)は、「経営基盤強化計画の認定制度」を導入するとしていますが、反対です。

私の意見では、放送において地域性を確保することや、集中を排除して多様な放送事業者による表現の自由を確保することは、放送における最も重要な価値であり、経営の合理化は、これらの価値を実現するために奉仕するものに過ぎないと思います。

それにもかかわらず、同制度は、経営の合理化のために地域性や集中排除を放棄するものであって、主客が転倒していると思います。

思うに、このような制度を設けようとする思考は、コストの削減を重視するあまり過度の価値の減少をもたらしてしまうデフレ思考の典型だと思います。このような思考は、同章1(1)において、現在せっかく国民の経済心理が改善して景気が回復基調となっているにもかかわらず、悲観的な見通しを述べてこのような心理に水を差す記述がなされていることから、明らかだと思います。

よって、前記のとおり、同制度の導入に反対です。

個人③

NHKとしてどういったことをしていこうなどということは別に気にするところではありませんが、

受信契約は、〇〇を設置あるいは所持したら義務付けされるようなものではなく、両者の合意のもとに契約される形にして頂きたいです。

受信を望まない者には送信をしない形に。料金を徴収しない形に。早い話がスクランブル方式に。

個人④

昨今の偏向報道には非常に疑問があります。先日も、加害者が悪いように書かされています。

<http://headlines.yahoo.co.jp/hl?a=20140120-00000026-asahi-soci>

また、下記の件も一斉に日本のメディアでは沈黙されて不愉快です。

<http://www.j-cast.com/tv/2014/01/16194266.html>

公正な報道をよろしくお願いします。

個人⑤

まずテレビに限らず新聞などマスコミの偏向報道を止めさせるべきです。  
放送法という法律を守っていないマスコミを今まで放置していた方がおかしいのです。  
これからは少しでも法律を破れば放送免許剥奪などの厳しい処罰を徹底的にすべきです。  
日本には国営放送はなくそれに近い公共放送というNHKがありますが、国民から視聴料を取って日本で放送していますが、外国へは無料で放送しているという腑に落ちない事をしていません。  
それにNHKは無理矢理視聴料を徴収しようと裁判を現在進行形でしていますが、あまりにも異常すぎます。  
こういったマスコミの偏向報道の原因は在日・帰化した朝鮮人と言われています。  
そもそもプロパガンダに使われる可能性が高いテレビや新聞などのマスコミに外国人がいるのがおかしいのです。  
アメリカでは在米・帰化した外国人は雇われていません。  
日本のマスコミでは在日枠という優先的に就職できるような制度もあるというではありませんか。  
日本の総理がどんなに活躍しても日本のマスコミは取り上げず、逆に悪くもないのに自衛隊などが事件に関わると裏取りもしないで総バッシングをして悪者に仕立て上げます。  
これでは憲法で保障されている「国民の知る権利」が守られていませんし、報道しない自由を行使するマスコミは「放送法」守っていません。  
いい加減、目に余るマスコミに対してなんらかの処罰を期待しています。

個人⑥

放送の経営が厳しい現状が丁寧に説明されている点は理解できましたが、それを延命しようという方策しか書かれていないように見受けられ、納得ができません。

電波資源が逼迫していることは言うまでも無く、特に地上テレビ局は通信に使いやすい周波数で競合しています。ビジネス的に成り立たない局・社の退場スキームについても検討し、700MHz帯の通信への開放を進めることについても検討を進めて頂きたいと存じます。これには、FCCで検討されている撤退社ヘインセンティブを与える電波逆オークションも含まれます。